

自治会のしおり



丸亀市連合自治会・丸亀市

令和3年発行

目 次

	ページ
1. 自治会とは、どういうものですか？	1
2. 連合自治会の構成について	1～2
3. 市役所への届出について	2
4. 市から各自治会への補助について	3～4
5. 自治会等と関係する助成（補助）等について	5
6. 地区連合自治会一覧表及びコミュニティセンター位置図	6～7
7. 地縁団体（自治会）の法人化について	8～9
8. 自主防災組織について	10～11
9. 自治会に関する市の業務について	12～16
10. 自治会防犯灯の設置について	16

別 紙

（丸亀市ホームページ⇒くらしの情報⇒コミュニティ・自治会のページからもダウンロードできます。）

※ 届出様式

- ・自治会設立届（様式第1号、様式第2号）
- ・自治会規約（会則）ひな形
- ・自治会異動届（様式第3号）

※ 自治会等防犯灯の電気料金の取扱いに関する依頼書

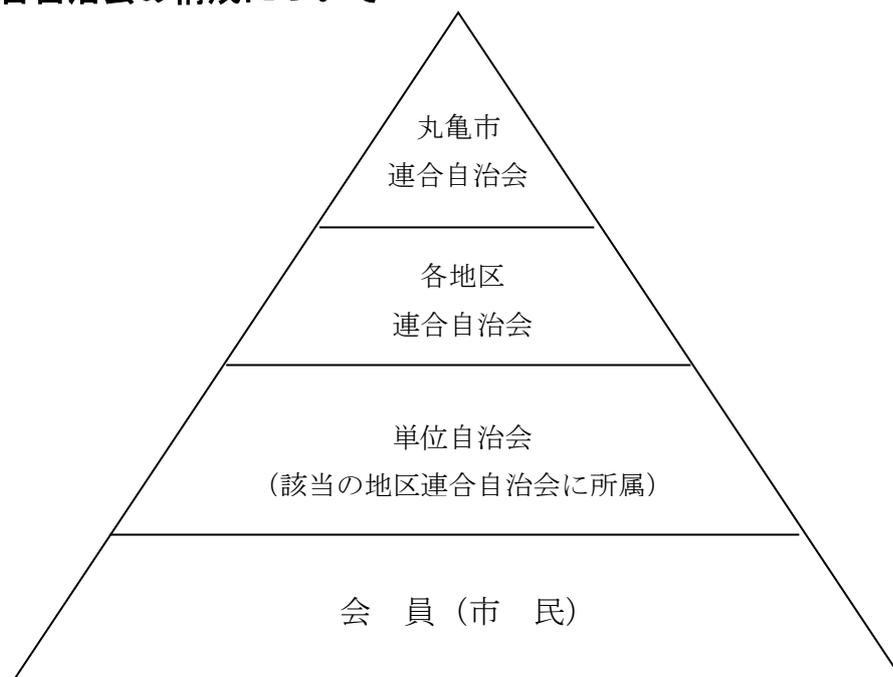
1. 自治会とは、どういうものですか？

自治会は、地域に住む人々がお互いに話し合い協力しあって、住みよい地域づくり実現のため、自主的に運営し活動する組織です。

近年、地域で暮らすための物的条件の整備が進み、個人の生活様式も多様化し、地域に関わることを避ける傾向も現れるようになりました。しかし、災害など「何か困ったこと」が起きたときのため、日頃からの顔の見える地域の関係づくりが大切です。

自治会は、地域の実情により規模も活動内容も様々ですが、みんなで力を合わせて、『自分たちの住んでいるまちを、安全で安心な住みやすいまちにしよう！』という思いを活動の基礎としています。

2. 連合自治会の構成について



※ 地区連合自治会は、

城北、城西、城乾、城坤、城南、土器、飯野、川西、郡家、垂水、本島、
広島、栗熊、岡田、富熊、飯山南、飯山北 の17団体です。

- ・地区連合自治会の事務局は地区コミュニティセンターに設置されています。
- ・自治会に異動があった時は、地区連合自治会（地区コミュニティセンター）に異動届を提出してください。
- ・各コミュニティセンターの位置図及び連絡先はP7のとおりです。

- ※ 市連合自治会総会
 - ・市連合自治会総会は、各地区からの代議員により毎年1回以上開催します。

- ※ 香川県連合自治会
 - ・市連合自治会は、香川県連合自治会に加入しています。

- ※ 自治会長研修会
 - ・毎年1回、自治会長に参加していただき、会長研修会を開催します。

- ※ 表彰
 - ・自治会長に通算5年以上在職された方、特に自治会活動に功労があった方、または地域発展に功績のあった自治会は、地区連合自治会長の推薦により市長表彰が受けられます。

- ※ お願い
 - ・所属の自治会や地区連合自治会とは、できるだけ連絡しあうようにしてください。
また、丸亀市を住みよいまちにし、発展させるため、市からのお知らせ等自治会を通じていろいろと市の行政に関してお願いすることがあります。
 - ・会員数は、育成費補助金の算定基準になります。異動の都度、地区連合自治会（地区コミュニティセンター）へ届け出てください。
 - ・役員改選をされたときは、表彰の関係もありますので必ず届け出るとともに、自治会においても記録されるようお願いいたします。

3. 市役所への届出について

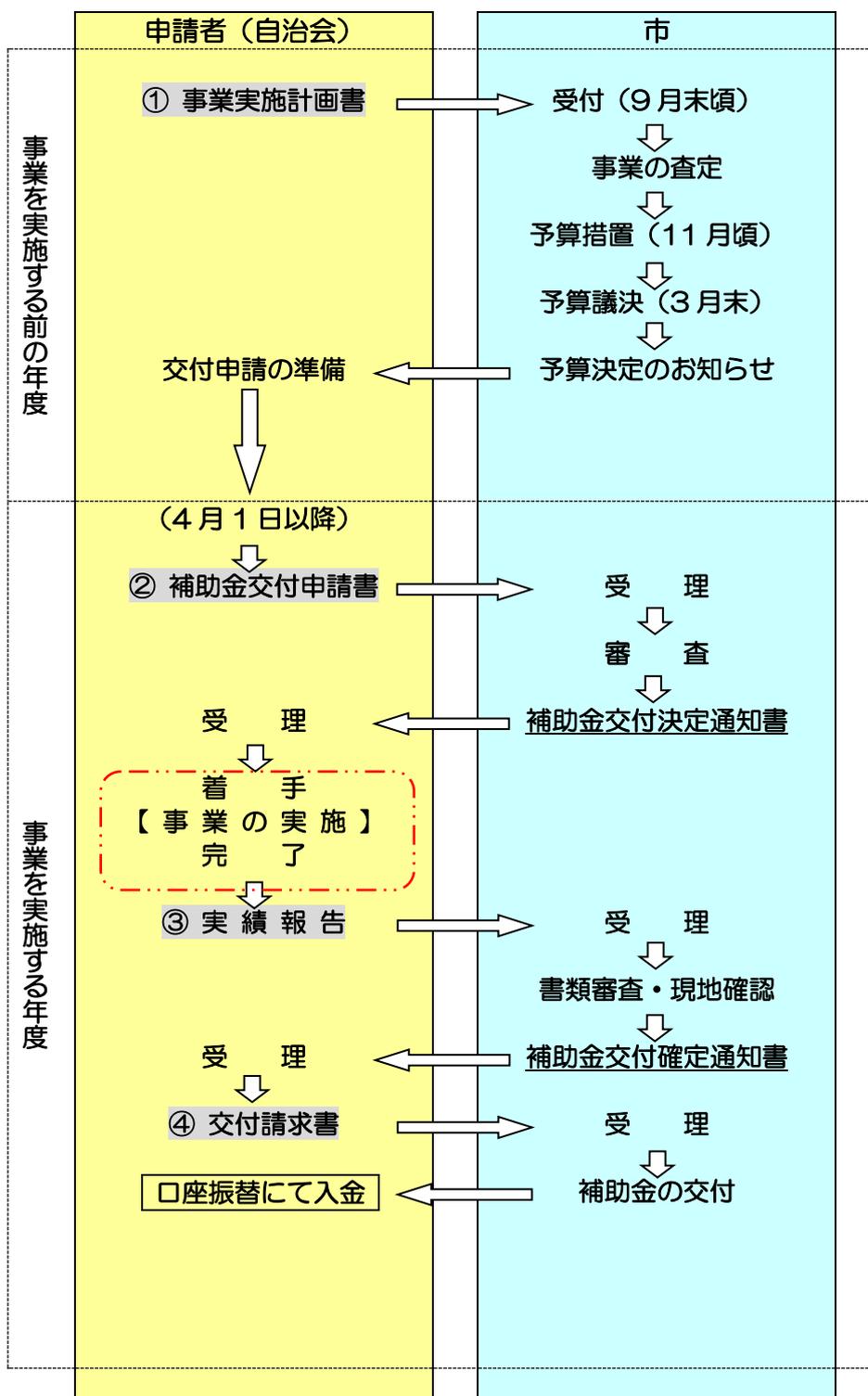
- ①自治会異動届・・・自治会長の改選や会員数に異動があった場合に
P23の様式（様式第3号）を届出してください。
※地区連合自治会経由又は直接市役所へ届出
- ②自治会設立届・・・自治会設立時の補助金申請は市役所に届出してください。（様式第1号、様式第2号、自治会（規約）会則）
届出様式はいずれもP17～22のとおりです。

4. 市から各自治会への補助について

補助金の種類	交付基準	交付率（額）	交付時期 （目安）	備考
自治会設立 補助金	自治会を設立 したとき	50 世帯未満 5,000 円 100 世帯未満 10,000 円 100 世帯以上 15,000 円	申請書等 審査後 1 か月程度	
自治会育成費 補助金	毎年交付	300 円×加入世帯数	7 月～8 月	基準日 4 月 1 日
自治会集会場等 整備事業補助金	集会場の新・ 増・改築等で経 費が 30 万円以 上	建築費 } の 30%以内 土地代金 } 備品（机、いす）購入代金の 30%以内	自治会への 希望調査後、 翌年度予算 措置 手続きの流れ （P4）参照	前年度の 9 月末まで に申込み
自治会法人化 促進補助金	土地等を登記 する経費が 10 万円以上	必要経費の 30%以内 5 万円以内 1 回限り	法人格取得 後 2 年以内	法人格取得の自治 会が対象
自治会活動応援補 助金	自治会加入推 進・自治会運営 の安定・自治会 の絆づくり・そ の他地域づく り	新たに取り組む自主的な活 動に対して 3 万円以内	実績報告提 出後	(1)自治会 (2)自治会が存 在しない地域 において自治 会設立を目指 す個人が対象
自治会長手当	毎年交付	加入世帯数による交付 10 世帯以下 3,000 円 30 世帯未満 4,000 円 50 世帯未満 5,000 円 70 世帯未満 7,000 円 100 世帯未満 9,000 円 200 世帯未満 10,000 円 300 世帯未満 11,000 円 400 世帯未満 12,000 円 500 世帯未満 13,000 円 500 世帯以上 14,000 円	7 月～8 月 （それ以降に 新設した自治 会は申請月の 翌月から月割 り交付。申請 日が 1 日の場 合は申請月か ら。100 円未 満切捨）	基準日 4 月 1 日 （新設自治 会は新設 時）

※ 詳細は生活環境課 ☎ 24-8809

自治会集会場等整備事業補助金 手続きの流れ



※ 事業を実施する前の年度に事業実施計画書の提出が必要です。

※ 補助金交付決定通知を受領してから事業に着手してください。

5. 自治会等と関係する助成等について

担当課及び連絡先	助成の内容	助成金額
建設課 ☎24-8813	●私道工事に対する助成 対象：私道をその区域に含む自治会において行う私道の舗装及び側溝工事	工事費の2分の1以内（50万円以内）
丸亀市 緑のまちづくり協議会 （都市計画課内） ☎24-8843	●緑化推進活動に係る物品の支給 対象：5名以上で構成されたコミュニティ・自治会・NPO等 場所：市内都市計画課所管の都市公園及び子供の遊び場等	10万円以内
生活環境課 ☎24-8809	●地域美化活動に対するごみ袋の提供 対象：美化活動団体・自治会・事業所・学校等 場所：所有者が個人以外の、公共用地として活用している箇所（道路・河川・公園）等 ●たばこのポイ捨てや犬のふん放置防止等の啓発看板交付	—
クリーン課 ☎58-7453	●清掃用具の貸出し 対象：自治会等で実施する水路などの清掃活動に対する清掃用具の無料貸出	—
生涯学習課 ☎35-7628	●市民活動ステップアップ補助事業 対象：市民団体（自治会を含む）が行う新たな活動やその活動の幅を広げる事業などに要する経費の一部を補助	5万円以内
丸亀市社会福祉協議会 ☎22-5700	●ふれあい・いきいきサロン事業 対象：高齢者や障がい者（児）の寝たきりや閉じこもり防止のため自治会等が立ち上げるサロン事業（おしゃべり、会食、レクリエーション等）への助成、レクリエーション資材無料貸出	対象者数に応じた助成額

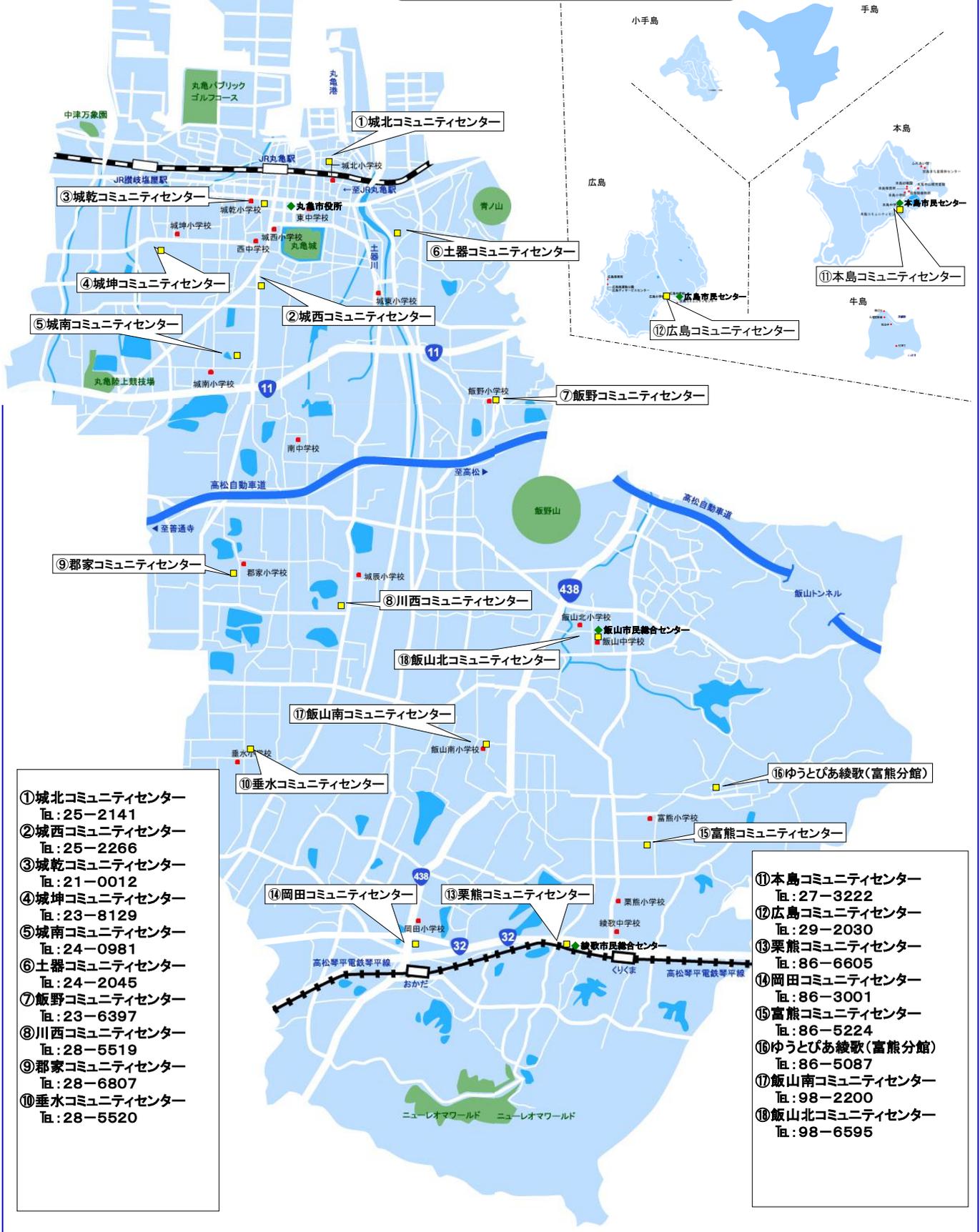
6. 地区連合自治会一覧表及びコミュニティセンター位置図

地区連合自治会名	行政区域名(※)
城北	風袋町、瓦町、葭町、米屋町、松屋町、魚屋町、宗古町、富士見町一～五丁目、土居町一～三丁目、城東町一～三丁目、御供所町一～二丁目、北平山町一～二丁目、大手町一丁目
城西	富屋町、浜町、本町、塩飽町、一番丁、六番丁、七番丁、八番丁、九番丁、十番丁、城南町、城西町一～二丁目、中府町一～五丁目、大手町二～三丁目
城乾	西平山町、港町、通町、福島町、新町、南条町、西本町一～二丁目、幸町一～二丁目、新浜町一～二丁目
城坤	今津町、津森町、金倉町、中津町、新田町、昭和町、蓬莱町、前塩屋町一～二丁目、塩屋町一～五丁目、天満町一～二丁目
城南	田村町、山北町、柞原町、原田町、原田団地
土器	土器町西一～八丁目、土器町東一～九丁目、土器町北一～二丁目
飯野	飯野町東二、飯野町東分、飯野町西分
川西	川西町北、川西町南
郡家	郡家町、三条町
垂水	垂水町
本島	本島町笠島、本島町泊、本島町甲生、本島町小阪、本島町大浦、本島町福田、本島町尻浜、本島町生ノ浜、牛島
広島	広島町立石、広島町江の浦、広島町釜の越、広島町甲路、広島町青木、広島町市井、広島町茂浦、広島町小手島、手島町
栗熊	綾歌町栗熊東、綾歌町栗熊西
岡田	綾歌町岡田上、綾歌町岡田下、綾歌町岡田東、綾歌町岡田西
富熊	綾歌町富熊
飯山南	飯山町上法軍寺、飯山町下法軍寺、飯山町東小川
飯山北	飯山町西坂元、飯山町真時、飯山町川原、飯山町東坂元

※ 対象地域については、上記のとおり行政区域名で厳密に分類されているものでなく、行政区域のうちの一部が他の連合自治会に属している場合があります。

※ 各地区連合自治会長への連絡は、各地区コミュニティセンターを経由して行ってください。

コミュニティセンター位置図



- ①城北コミュニティセンター
TEL: 25-2141
- ②城西コミュニティセンター
TEL: 25-2266
- ③城乾コミュニティセンター
TEL: 21-0012
- ④城坤コミュニティセンター
TEL: 23-8129
- ⑤城南コミュニティセンター
TEL: 24-0981
- ⑥土器コミュニティセンター
TEL: 24-2045
- ⑦飯野コミュニティセンター
TEL: 23-6397
- ⑧川西コミュニティセンター
TEL: 28-5519
- ⑨郡家コミュニティセンター
TEL: 28-6807
- ⑩垂水コミュニティセンター
TEL: 28-5520

- ⑪本島コミュニティセンター
TEL: 27-3222
- ⑫広島コミュニティセンター
TEL: 29-2030
- ⑬栗熊コミュニティセンター
TEL: 86-6605
- ⑭岡田コミュニティセンター
TEL: 86-3001
- ⑮富熊コミュニティセンター
TEL: 86-5224
- ⑯ゆうとびあ綾歌(富熊分館)
TEL: 86-5087
- ⑰飯山南コミュニティセンター
TEL: 98-2200
- ⑱飯山北コミュニティセンター
TEL: 98-6595

7. 地縁団体（自治会）の法人化について

従来、自治会等には法人格が認められていませんでしたので、自治会等の保有資産が自治会等の名称ではなく、会長や役員の名で登記が行われてきました。そのため、自治会等で保有している資産の所有権をめぐるトラブルの原因になってきました。これを解消するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会等が法人格を得ることにより、自治会等の名義で不動産等の登記ができるようになりました。

(1) 地縁による団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と地方自治法に定義されています。(地方自治法第260条の2第1項)

つまり、自治会のように一定の区域に住所を有する人が、誰でも構成員になれる団体は「地縁団体」に該当します。

(2) 地縁団体が法人格を得るためには

※ 自治会等が法人格を得るためには、市長の認可が必要です

※ 認可の目的は、地縁団体が保有資産の登記を自己の名で行うことを必要とする場合のみ、「地縁団体」として市長に申請することにより、法人格の取得ができます。認可の要件は下記の4つです。(地方自治法第260条の2第2項)

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。

※ 認可申請に必要な添付書類は下記のとおりです。

① 規約

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ 区域
- ・ 事務所の所在地
- ・ 構成員の資格に関する事項
- ・ 代表者に関する事項
- ・ 会議に関する事項
- ・ 資産に関する事項

② 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類（議事録の写し）

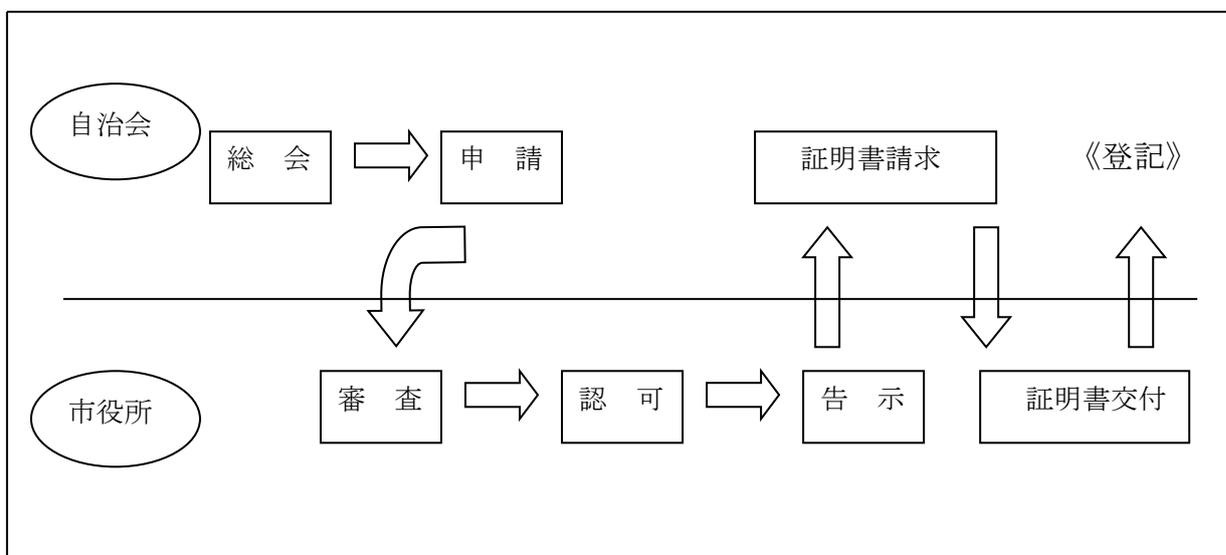
③ 構成員の名簿（会員世帯の家族全員の名簿）

④ 保有資産目録又は保有予定資産目録（市が備える所定の用紙）

⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（総会の資料等）

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類（市が備える所定の用紙）

《申請から証明書交付までの流れ》



8. 自主防災組織について

大地震による家屋の倒壊と火災の発生、大雨による水害の発生など、私たちの生活と生命を脅かす予期せぬ災害は、いつ、どこで発生するか分かりません。この不意を襲う大きな災害に、防災機関は総力をあげて防災活動を行いますが、全ての地域に対応することは困難です。「自分たちのまちは、自分たちで守る」という理念のもと、丸亀市では小学校区を単位として自主防災組織の結成に取り組んできました。地域が中心になって、自らの身を守る為に自主的に活動する組織を「自主防災組織」と呼んでいます。

※ 丸亀市自主防災組織

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 川西地区地域づくり推進協議会自主防災会 | (結成:平成14年 2月 1日) |
| (2) 明倫の里城北防災会 | (結成:平成14年 4月 8日) |
| (3) ふれあい城坤自主防災会 | (結成:平成15年 3月 12日) |
| (4) 本島地区地域づくり推進協議会自主防災会 | (結成:平成16年 7月 26日) |
| (5) 城乾コミュニティ防災ネットワーク | (結成:平成16年 11月 24日) |
| (6) ふれ愛の町ひろしまをつくる会自主防災会 | (結成:平成16年 12月 7日) |
| (7) 城西地区自主防災会 | (結成:平成17年 9月 1日) |
| (8) 飯山北自主防災会 | (結成:平成19年 5月 11日) |
| (9) 住みたくなるまち土器自主防災会 | (結成:平成19年 8月 4日) |
| (10) 垂水やすらぎの会自主防災会 | (結成:平成20年 2月 17日) |
| (11) 飯山南自主防災会 | (結成:平成20年 7月 8日) |
| (12) 城南地区自主防災会 | (結成:平成20年 12月 1日) |
| (13) 栗熊地区自主防災会 | (結成:平成21年 6月 13日) |
| (14) 岡田地区自主防災会 | (結成:平成21年 9月 1日) |
| (15) 富熊地区自主防災会 | (結成:平成22年 3月 1日) |
| (16) 郡家校区自主防災会 | (結成:平成23年 4月 1日) |
| (17) 飯野町自主防災会 | (結成:平成23年 4月 1日) |

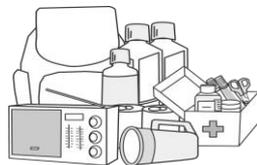
※ 丸亀市婦人防火クラブ (結成:昭和28年12月14日)

- ・ 婦人会が母体で結成されています。
- ・ 火災予防、各地区防災訓練等に協力、給食班を担当しています。

日頃から心がけ準備したい非常持ち出し品

- 飲料水
 - ・ 3日分程度の水を用意する。(1人1日3リットルが目安)
- 食料品
 - ・ 缶詰、インスタント食品など2～3日分用意する。赤ちゃんのいる家庭はミルクも忘れずに！！
- 貴重品など
 - ・ 現金、預貯金通帳、印鑑、健康保険証、運転免許証など。
- 衣類
 - ・ 下着類1～2枚(ビニールに包む)、毛布など。
- 救急医薬品
 - ・ 処方薬、消毒液、傷薬、目薬、胃腸薬、かぜ薬など。
- 衛生用品
 - ・ タオル、ティッシュ(トイレット)ペーパー、歯磨きセット、石けん、包帯、絆創膏、生理用品など
- 懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話、充電器

- その他
 - ・ ラップ、ろうそく、マッチ、タオル、ビニールの敷物、手袋、10円硬貨(公衆電話用)、連絡先リスト、簡易カイロ(冬場)など。



※ 以上の非常持ち出し品を入れるリュックサックやショルダーバッグ、ふろしきなどを準備してください。

9. 自治会に関係する市の業務について

丸亀市では、心豊かで快適な生活が出来るまちづくりをめざし、各課で様々な業務を行っています。その中から、特に自治会と関わりの深いものを中心にご紹介します。

業 務 内 容	担 当 課
※ 環境関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て、犬のふん害の防止に関する事 ・公害防止に関する事 ・狂犬病の予防注射に関する事 ・犬、猫の不妊去勢手術費の助成に関する事 ・市営墓地に関する事 	生活環境課 ☎24-8809
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外一斉清掃に関する事 → 	生活環境課・クリーン課
<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の維持管理に関する事 ・し尿の収集に関する事 ・ごみの収集に関する事 ・ごみの不法投棄に関する事 ・資源ごみの収集に関する事 ・資源リサイクル推進員、ごみ減量化推進員に関する事 ・資源リサイクル還元金に関する事 ・一般廃棄物収集に関する事 ・犬、猫の死体処理に関する事 ・粗大ごみの収集申し込みに関する事 	クリーン課 ☎58-7453
<ul style="list-style-type: none"> ・臨時ごみの直接搬入処理（有料） → 	クリンピア丸亀 ☎56-1144
※ 建設関係 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の維持管理、補修に関する事 ・防犯灯や街路灯の設置、維持管理に関する事 ・道路、歩道の新設に関する事 ・河川、砂防、港湾、漁港の管理に関する事 	建設課 ☎24-8813

業 務 内 容	担 当 課
<p>※ 建設関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築、耐震改修、リフォームに関する相談 ・ 街路樹の維持管理に関する事 ・ 公園や緑地の整備、管理、緑化推進に関する事 ・ 建築行為、開発行為の事前協議に関する事 ・ 市営駐車場、駐輪場の管理に関する事 <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の建設計画、維持管理に関する事 ・ 市営住宅の入退居事務に関する事 <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併処理浄化槽の助成に関する事 ・ 公共下水道の維持管理に関する事 ・ 水洗化の普及、排水設備の設置に関する事 <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水中止、開始、上下水道料金に関する事 ・ 水路の維持、補修に関する事 ・ 農道の舗装、維持管理に関する事 ・ 地籍調査に関する事 	<p>都市計画課 ☎24-8812</p> <p>住宅課 ☎24-8814</p> <p>下水道課 ☎24-8850</p> <p>水道お客さまセンター ☎98-1107</p> <p>農林水産課 ☎24-8837</p>
<p>※保険・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金の加入、保険料の免除申請、請求や各種届けに関する事 ・ 戸籍、住民異動届、印鑑登録に関する事 ・ 葬祭、埋火葬許可に関する事 ・ 児童手当、児童扶養手当の支給に関する事 ・ こども医療、乳幼児医療、ひとり親家庭等の医療の給付に関する事 	<p>市 民 課 ☎24-8945</p> <p>市 民 課 ☎24-8810</p> <p>子育て支援課 ☎24-8808</p>

業 務 内 容	担 当 課
<p>※保険・福祉・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証の更新、検認に関する事 ・国民健康保険資格の取得、喪失に関する事 ・出産育児一時金、葬祭費の支給に関する事 ・療養費、高額療養費の支給に関する事 ・入院時食事代の減額申請、認定証の交付に関する事 ・後期高齢者医療に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）の福祉、医療に関する事 ・民生委員、児童委員に関する事 ・生活保護に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉に関する事 ・養護老人ホームの入所に関する事 ・老人クラブ、高齢者の生きがい対策に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に関する事 ・介護予防事業に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の特定検診、後期高齢者検診、肝炎ウィルス検診、がん検診、歯周疾患健診に関する事 ・乳幼児健診、新生児訪問、妊婦健診、母親学級等子どもの健康や育児に関する相談、健康教室に関する事 ・献血の推進に関する事 ・予防接種に関する事 ・母子健康手帳の発行に関する事 ・生活習慣病予防のための健康教育、健康相談について 	<ul style="list-style-type: none"> 保険課 ☎24-8842 <ul style="list-style-type: none"> 福祉課 ☎24-8805 → 福祉課 ☎24-8848 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者支援課 ☎24-8831 <ul style="list-style-type: none"> → 高齢者支援課 ☎24-8807 <ul style="list-style-type: none"> → 地域包括支援センター ☎24-8933 <ul style="list-style-type: none"> 健康課 ☎24-8806

業 務 内 容	担 当 課
※教育関係	
・保育所入所、幼稚園入園に関する事 →	幼保運営課 ☎35-8892
・児童、生徒の就学、転入学に関する事 ・学校教育に関する事 ・PTAの活動支援に関する事	学校教育課 ☎24-8821
・放課後留守家庭児童会に関する事 ・放課後子ども教室に関する事	教育部総務課 ☎24-8820
・生涯学習に関する事 ・子ども会、社会教育団体の育成活動支援に関する事 ・成人式に関する事	生涯学習課 ☎35-7628
・各種スポーツ大会の支援に関する事 →	スポーツ推進課 ☎24-1392
・人権教育、啓発、人権相談に関する事 →	人 権 課 ☎24-8811
※ その他	
・叙勲、褒章、知事表彰などに関する事 →	秘書政策課 ☎24-8800
・広報まるがめに関する事 ・市政についての意見や質問の受け付け及び回答（ひまわり通信）に関する事 ・無料法律相談に関する事 ・市民相談、交通事故相談に関する事 ・消費者啓発、消費生活に関する事	広聴広報課 ☎35-8891
・交通、防犯に関する事 ・交通安全教育、啓発に関する事	危機管理課 ☎24-4006
・コミュニティバスに関する事 →	都市計画課 ☎35-8812
・自治会活動に関する事 ・コミュニティ活動に関する事 ・市民活動、協働に関する事 ・離島振興に関する事	生活環境課 ☎24-8809

業 務 内 容	担 当 課
※ その他 ・ 防火指導、訓練に関する事 ・ 自主防災組織の活動に関する事 (防災訓練、初期消火訓練等)	危機管理課 ☎25-4006

10. 自治会防犯灯の設置について

防犯灯は、夜間の犯罪や事故を未然に防止し、明るく住みよいまちづくりのために大きな役割を果たしています。自治会で防犯灯を設置するにはご連絡ください。

※ 防犯灯を新設、取替えしたいとき

- (1) 防犯灯設置を希望する場所を決めてください。
- (2) 市の申請書（建設課、綾歌・飯山市民総合センターにあります。）により申請してください。このとき、設置予定場所付近の地権者の同意が必要です。

※ 防犯灯の修繕、管球の取替えが必要なとき

防犯灯番号、電柱番号を建設課または綾歌・飯山市民総合センターまでお知らせください。

※ 防犯灯の費用負担について

- 《地元で負担すること》 借地費用などの地域の状況による費用等
 《市で負担すること》 電気料金、新設、取替え、修繕、管球の交換費用

防犯の電気料金の取扱いについて

丸亀市では、自治会の負担を軽減することで自治会への加入、組織化を促進するため、自治会防犯灯の電気料金を市が負担する制度を設けています。新設の場合は、新設の申請時に依頼書(別紙P25)を建設課へ提出いただくことで、電気料金を市が負担します。既設の場合は、領収書等を添付のうえ、依頼書を生活環境課へ提出いただくことで、電気料金を市が負担します。

受付 年 月 日

自治会設立届

年 月 日

丸亀市長 宛

住 所

自治会名

代 表 者

印

次のとおり自治会を設立したので届出ます。

記

- 1 自治会の名称 _____
- 2 事務所の所在地 _____
- 3 世帯数及び班数 _____ 世帯 _____ 班
- 4 設立年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 5 役 員

役 名	氏 名	住 所	電話番号
会 長			
副会長			
会 計			
監 事			

- 6 添付書類 (1) 自治会規約 (2) 自治会区域図

様式第2号 (第4条関係)

会 員 名 簿

() 自 治 会

No.	氏 名	世帯人数	住 所	備 考

自治会規約（会則）ひな形

〇〇〇自治会規約

第1条 本会は〇〇〇自治会と称し、事務所を会長宅におく。

（〇〇〇におく。）

第2条 本会の地域は〇〇町（〇〇団地等）一円（のうち〇〇の区域）とし、必要に応じて、班をおく。

第3条 本会は会員相互の親睦と、福祉の増進に努めることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的のために、その区域内において、次の事業を行うことができる。

- (1) 広報および広聴に関すること。
- (2) 環境保全に関すること。
- (3) 衛生改善に関すること。
- (4) 交通安全に関すること。
- (5) 防犯、防火に関すること。
- (6) 自主防災組織に関すること。
- (7) 教養の向上、レクリエーションの充実にに関すること。
- (8) 婦人会、子ども会等の活動に関すること。
- (9) 市から委嘱を受けた事項に関すること。
- (10) その他、地域内の生活向上に関すること。

第5条 本会に次の部をおき、事業を分担する。

総務部、広報部、保健厚生部、婦人部、子ども部、〇〇部

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 部 長 〇名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 〇名
- (6) 班 長 〇名

- 2 会長は会務を処理し、本会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。
- 4 部長は部の事務を処理し、部を代表する。
- 5 会計は会計事務を処理する。
- 6 監事は会計事務を監査する。

第7条 本会の各班に班長をおく。

- 2 班長は、会長と緊密な連絡のもとに、班の事務を処理し、班を代表する。
- 3 班長は、班の会員が選任する。

第8条 役員は総会において選任する。

- 2 役員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。
- 3 補欠のために就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 総会は毎年1回以上開催する。ただし役員会において必要と認めたときは臨時総会を開催する。

2 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算の認定
- (2) 事業計画の認定および事業報告
- (3) 役員の選任
- (4) 会則の変更

第10条 役員会は、会長が必要と認めたととき招集する。

2 役員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する事項の案件に関すること。
- (2) 本会の運営に関すること。
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

第11条 本会の経費は、会費および補助金等の収入をもってあてる。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は 年 月 日から実施する。

様式第3号（第7条関係）

受付 年 月 日

自治会異動届

年 月 日

丸亀市長宛

住所
自治会名
代表者

次のとおり異動があったので届出ます。

1. 会長の改選（改選日： 年 月 日）

ふりがな 氏名	住所	電話番号

2. 会員の異動（異動日： 年 月 日）

異動前の世帯数	異動後の世帯数
世帯	世帯

（異動理由）

入会理由	<input type="checkbox"/> 転入 ____世帯 <input type="checkbox"/> 新築 ____世帯 <input type="checkbox"/> その他 ____世帯（具体的に _____）
退会理由	<input type="checkbox"/> 転出 ____世帯 <input type="checkbox"/> 死亡 ____世帯 <input type="checkbox"/> その他 ____世帯（具体的に _____）

3. 班数の異動（異動日： 年 月 日）

異動前の班数	異動後の班数
班	班

届出情報は、以下の目的に限り使用します。

- (1) 丸亀市と自治会との円滑な連絡調整
- (2) 地区コミュニティが、まちづくり活動のために保有する自治会長名簿の更新
（貴会が属するコミュニティに届出情報を提供します。）

※「1. 会長の改選」欄は、必ず新会長に上記内容を確認いただいたうえでご記載ください。

自治会等防犯灯の電気料金の取扱いに関する依頼書

丸亀市長 宛

住 所
自治会等名
代 表 者

㊟

次の自治会等防犯灯の電気料金について、市で支払うよう依頼します。

契約名義													
設置場所		別紙 位置図のとおり											
お 客 さ ま 番 号	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												

同意書

電気料金の支払いを依頼するにあたり、下記事項に同意します。

(同意事項)

この制度は、自治会等が負担する防犯灯の電気料金を市が負担することで、自治会等の金銭的負担を軽減し、自治会への加入、組織化等を促進することを目的とするものです。

自治会等が解散した場合は、下記の取扱いとします。

- 市は電気料金の負担を取り止めます。
- 自治会等解散後、引き続き防犯灯が必要な場合は、「自治会等防犯灯契約名義指定届出書」を提出し、契約名義人において電気料金を負担していただきます。

自治会等代表者

㊟

※自治会以外の名義で電力会社と契約している場合のみ記入

- 上記の自治会が電気料金を負担している防犯灯に相違ありません。
- 上記の連合自治会は市に届出のある自治会により構成された団体に相違ありません。

_____ 地区連合自治会
会長

㊟

～ メ モ ～

